



## 海田町とのパートナーシップ制度の相互利用開始について

### 1. 趣旨

本市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成をめざしています。その取組の一環として「安芸高田市パートナーシップ制度」を令和3年10月1日に施行し、運用しています。

また、宣誓をした方が自治体間で住所を異動した後にも、安心していきいきと生活し、個性と能力を発揮できるよう支援する目的で、他市町と制度の相互利用を行っています。

このたび、海田町が「パートナーシップ制度」を導入することに合わせて、制度の相互利用を開始します。

### 2. 相互利用の概要

安芸高田市又は海田町で宣誓をした方が両市町の間で異動する場合、転出元に継続使用申請書を提出することにより、転出元への受領証及び受領カードの返還と転出先での新たな宣誓手続を行うことなく、転出先でも転出元の受領証等を継続使用できます。

### 3. 相互利用開始日

令和4年10月1日

### 4. その他

安芸高田市の他市町との相互利用状況

相互利用市町	開始日
広島市	令和3年10月1日から
三原市	令和4年1月1日から
廿日市市、府中町	令和4年4月1日から